

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	保内公園	所在地	三条市下保内3714番地
設置目的	緑化意識の高揚と植栽知識の普及を図り、もって住民の福祉の増進に資するため、緑化相談、植栽の技術指導その他緑化に関する利用に供する施設とする。		
規模	敷地面積: 88,000㎡ ・緑の相談所773㎡ ・熱帯植物園温室879㎡ ・休息所(茶室)24㎡ ほか	設置年月日	昭和61年3月27日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	保内緑の里管理組合	指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで			
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	R2 R3 R4	39,236 千円 35,676 千円 37,099 千円	R5 R6	38,996 千円 36,955 千円
導入効果	① 収支の状況 燃料費等の維持管理に係る価格高騰等により赤字が発生したものの経営改善を図り、過去4年間で収支の差引はプラスとなり、安定した施設運営を行っている。 ② 施設の利用状況 感染症禍によるイベント開催の制限はあったものの、園内リニューアルの影響により利用者数は増加している。 ③ サービス向上への取り組み 利用者からの意見を可能な限り運営に取り入れ、サービスの向上に努めている。 ④ 住民との協働、地域の活性化及び団体の自立化 道の駅 庭園の郷 保内との連携や地元教育機関の課外授業を受入れ、地域の活性化に努めている。					

3 総合評価(総括)

管理運営状況評価		最高配点	55 点中	35 点	配点評価	B
評価	「保内緑の里管理組合」は、当施設の指定管理者制度導入にあたり組織された団体であり、組合員は保内地域の伝統的な産業である植木の専門業者によって構成されている。そのため、保内の植木産業の魅力や知識を十分に有しており、専門知識と施設管理の経験を生かした施設運営を行っている。当施設では近隣地域教育機関や団体の利用もあり、周辺地域住民の憩いの場としての役割を担っている。					
	今後も現在の状況を維持しながら、更なるサービス向上に努めてもらいたい。					
今後の方針	管理運営方法の見直し					
	今後の管理形態	指定管理者制度				
	理由	指定管理者制度導入以降、保内オープンガーデンをはじめとした保内地域の伝統ある植木産業を活かした事業を積極的に行っており、リピーターも多く利用者から好評をいただいている。引き続き指定管理者制度を継続することで、より質の高いサービスを提供できると判断される。				
	指定管理者制度を更新する場合					
	選定方法	非公募				
	非公募の場合、その理由	「保内緑の里管理組合」は、設置当初から保内公園の管理を行っている団体であり、保内地域の伝統的な産業である植木の専門業者によって構成されているため、保内地域の植木産業や公園管理に関する知識や経験を有している。また配点評価がBであることから、引き続き非公募で「保内緑の里管理組合」に管理運営を行わせることが妥当である。				